



令和元年度

ひとり親家庭のしおり

徳島県県民環境部
次世代育成・青少年課
こども未来応援室

☎(088)621-2715

ホームページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

しおりをご利用される方へ

このしおりは、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方への制度等を紹介したものです。制度等の名称の前に付けている印により、対象となる方が異なりますので、ご注意ください。

なお、このしおりは、平成31年4月1日現在の内容で作成しております。

- 共通
- ♥ 母子家庭が対象
- ♣ 父子家庭が対象
- ◆ 寡婦が対象

困った時の相談

相談は無料で、個人の秘密は必ず守ります。
お気軽にご相談ください。

福祉事務所等

ひとり親家庭や寡婦をはじめ生活に困っている方、児童・高齢者・障がい者の方々の福祉の総合窓口です。

▶9 ページ



母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、福祉事務所等において、ひとり親家庭や寡婦の方がかかえているいろいろな悩みごとの相談相手となり、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。

家庭相談員

家庭相談員は、福祉事務所等（家庭児童相談室）において、家庭内の人間関係、児童の養育などの問題についての相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。

こども女性相談センター

児童相談

子どもの養育、育児、しつけ、障がいなど、子どもに関する相談について、専門的に応じています。また、児童虐待の通報も受け付け、迅速に対応しています。

児童相談所全国共通ダイヤル
189 『いちはやく』

女性相談

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談や女性のための各種相談に応じています。

- 中央女性の悩み110番 TEL(088)623-8110 9:00~22:00(12月29日~1月3日を除く)
- 南部女性の悩み110番 TEL(0884)24-7110 9:00~17:00(土日祝日・12月29日~1月3日除く)
- 西部女性の悩み110番 TEL(0883)56-2110 9:00~17:00(土日祝日・12月29日~1月3日除く)

性暴力被害者支援センター

あなたが望まない性的な行為による被害についての相談に女性相談員が応じています。

- よりそいの樹 とくしま 中央 TEL(088)623-5111
- よりそいの樹 とくしま 西部 TEL(0883)52-5111
- よりそいの樹 とくしま 南部 TEL(0884)23-5111

共通相談ダイヤル 0570-003889 『さあ、はやく』

こども家庭支援センター ひかり

こどもに関する悩み、心配事について相談に応じています。社会福祉法人矯風会において、専門の相談員が相談に応じています。

TEL(088)666-2211
9:00~19:00
(12月31日~1月1日を除く)

民生・児童委員

あなたの住んでいる地域に民生・児童委員がいて、身近なところで福祉に関する相談に応じています。民生・児童委員については福祉事務所等、町村役場へお問い合わせください。

母子家庭等就業・自立支援センター

(公財)徳島県母子寡婦福祉連合会

徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター2階

TEL(088)654-7418

ホームページ▶<http://www.tbjcenter.jp/>

一般相談事業

身上相談などの悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。父子家庭の方の相談にも応じています。

特別相談事業

法律相談については弁護士が、経営相談については中小企業診断士が、専門的に相談・助言を行っています。

手当・給付金



♥♣ 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童)を監護している母又は父(父の場合は、児童と生計を同じくしていることが必要)、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

申請窓口 住所地の市役所、町村役場へ

<手当月額> (平成31年4月～令和2年3月)

児童1人の場合	42,910円
児童2人目	10,140円
3人目以降1人につき	6,080円加算

受給者の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は一部又は全部が支給されません。

一部支給停止の場合(平成31年4月～令和2年3月)

児童1人の場合	42,900円～10,120円
児童2人目	10,130円～5,070円
3人目以降1人につき	6,070円～3,040円

♥♣ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

令和元年10月31日時点において、児童扶養手当を受給する父又は母のうち、これまで法律婚をしたことがない方(事実婚をしていない方等に限る。)に、臨時・特別の措置として支給されます。

<給付額> 17,500円

申請窓口 住所地の市役所、町村役場へ

● 児童手当

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。



申請窓口 住所地の市役所、町村役場へ

<手当月額>

0歳～3歳未満	児童1人につき	15,000円
3歳～小学生(第1子・第2子)	児童1人につき	10,000円
3歳～小学生(第3子以降)	児童1人につき	15,000円
中学生	児童1人につき	10,000円
所得制限該当世帯(特例給付)	児童1人につき	5,000円

医療費・年金



♥♣ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の方が病院等にかかった場合、安心して医療が受けられるよう、入院及び児童の通院に係る保険医療の自己負担分の一部について助成を行っています。

申請窓口 住所地の市役所、町村役場へ

<助成を受けられる方>

母子家庭の母及び父子家庭の父並びにその扶養する児童並びに父母のない児童で、次の条件に該当する世帯

・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯であって、児童扶養手当を受給できる所得水準であること。

♥♣ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、受給要件に該当する国民年金の被保険者、又は被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻(夫)又は子に支給されます。

問い合わせ先

年金事務所または住所地の市役所、町村役場へ

● 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金に加入している人の死亡など一定の条件に該当する人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

問い合わせ先

年金事務所等へ▶9ページ



母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付けを行っています。

令和元年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)の修学のために必要な資金	修学資金貸付額(月額・参考) 一覧表(4ページ)の1.5倍	就学期間中	当該学校 卒業後6か月	10年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子
就学支度金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)の就学、修業のために必要な資金	就学支度資金貸付限度額一覧表(4ページ)のとおり		当該学校 卒業後6か月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童、寡婦が扶養する子	児童(子)が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別(自動車運転免許習得の場合) 460,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
技能習得金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母・父・寡婦が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別(自動車運転免許習得の場合) 460,000円 特別(12か月分を合わせて貸付) 816,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内 特別(免許) 10年以内	無利子
就職支度金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童、寡婦	母・父・寡婦又は児童が就職するために必要な資金	100,000円 特別(通勤用自動車購入の場合) 330,000円 (うち230,000円を自動車購入に充当)		1年	3年以内	無利子
事業開始金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	新たに事業を開始するために必要な資金	2,870,000円 団体 4,320,000円		1年	5年以内	無利子
事業継続金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	1,440,000円		6か月	5年以内	無利子
医療介護金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療分 340,000円 特別(所得税非課税世帯等の場合) 480,000円 介護分 500,000円		医療又は介護終了後6か月	5年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するために必要な生活補給資金	一般 月額 105,000円 技能 月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子(男子)となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。 親が生計中心者でない、現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合は、月額70,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	・知識技能を習得する期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	無利子
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母又は父又は寡婦が現に居住する住宅の補修・改築、建設・購入等のために必要な資金	1,500,000円 特別(老朽等による増改築の場合等) 2,000,000円		6か月	6年以内 特別 7年以内	無利子
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居の移転に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	児童(子)の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6か月	5年以内	無利子
臨時児童扶養等資金	次の①～③のいずれにも該当する者 ①令和元年7月31日までに児童扶養手当法第6条第1項の規定による認定の請求をした者であること。 ②貸付の申請の際現に児童扶養手当の支給を受けている者であること。 ③令和元年8月分の児童扶養手当の額が、同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること。		令和元年11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額を控除した額	令和元年11月1日から令和2年1月31日まで	6か月	3年以内	無利子



<貸付を受けられる方>

- **母子福祉資金**
- **父子福祉資金**
- **寡婦福祉資金**

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母

20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父

寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない方(扶養している子どものない方は、前年の所得が一定額以下の方)

※修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金については、母子家庭の母及び父子家庭の父が扶養する児童(子)、寡婦が扶養する子も貸付を受けられます。(就職支度資金については、子は対象から除く)

問い合わせ先

市にあっては福祉事務所、町村にあっては町村役場へ

- ご利用については、福祉事務所等の母子・父子自立支援員とよくご相談ください。▶9 ページ
- 貸付金の種類、限度額などは以下の頁のとおりです。▶3・4 ページ

令和元年度修学資金貸付額(月額・参考)一覧表

単位:円

学校等種別		学年別					
		1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短期大学 学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	51,000	51,000			
	私立	自宅通学	53,000	53,000			
		自宅外通学	60,000	60,000			
大学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000	
	私立	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000	
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000	
大学院	修士課程	88,000	88,000				
	博士課程	122,000	122,000	122,000			
専修学校(一般課程)		32,000	32,000				

令和元年度就学支度資金貸付限度額一覧表

学校種別	内容	限度額	
小学校	小学校に入学する場合	63,100円	
中学校	中学校に入学する場合	79,500円	
高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅から通学する者	国公立	150,000円
		私立	410,000円
	自宅外から通学する者	国公立	160,000円
		私立	420,000円
専修学校 (一般課程)	自宅から通学する者	150,000円	
	自宅外から通学する者	160,000円	
大学 短期大学 専修学校 (専門課程) 高等専門学校	自宅から通学する者	国公立	370,000円
		私立	580,000円
	自宅外から通学する者	国公立	380,000円
		私立	590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私立	590,000円	
修業施設	自宅から通所する者	中学校卒業生	150,000円
		高等学校卒業生	272,000円
	自宅外から通所する者	中学校卒業生	160,000円
		高等学校卒業生	282,000円

- (注) 1. 原則として、県内に在住し、かつ独立の生計を営む人で、確実な保証能力を有する連帯保証人が必要です。連帯保証人に対しても償還開始後は年に一回償還状況のお知らせを送付するとともに、滞納があるときは直ちに償還等を求めます。
2. 原則として日本学生支援機構による奨学金、県奨学金貸与制度などとの併用はできません。詳しくは各窓口でご相談ください。
3. 修学資金に関する限度額の詳細は、各窓口でご確認ください。
4. 年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。
5. 年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した日までの日数を計算し、元金金につき年5.0%の違約金が徴収されます。
6. 母子・父子福祉団体への貸付は政令で定める事業を行う団体とします。

●ご注意ください! 滞納すると...

- ・借主、連帯借主、連帯保証人に対し、文書、電話、面接、自宅訪問により督促、履行を請求いたします。
- ・また、徳島県では、滞納になっている一部の債権について債権回収業務を民間会社へ委託しています。

母子世帯小口資金貸付金

母子世帯の方が、少額の資金を急いで必要とするとき必要な資金を無利子で借りることができます。

<貸付を受けられる方> 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母

<貸付限度額> 10,000円~ 50,000円

申請窓口 住所地の母子会又は市役所、町村役場へ

この制度は、地域によっては実施していないところがありますから、よく確かめて申請してください。

平成31年4月現在
実施市町: 徳島市、三好市、勝浦町

しごとのこと

● 公共職業安定所（愛称 ハローワーク）

公共職業安定所は、仕事を探している方の相談や、能力、適性、希望にあった職場の紹介をしています。駅のハローワーク マザーズコーナーとくしまは、子育てをしながら就職を希望している方に、個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな相談を行っています。キッズコーナーで保育士にお子さんを見てもらいながらゆっくり相談できます。（おむつ交換台、簡易授乳室有）

● 公共職業訓練

主に雇用保険を受給中の求職者を対象にした、就職に必要な技能及び知識を習得するため、無料の職業訓練（テキスト代等は自己負担）を実施しています。

問い合わせ先

公共職業安定所 ▶ 9 ページ

● 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭や寡婦の方が就労に役立てることができるよう、必要な知識技能を習得するための各種講習会の開催や情報提供、相談等を行っています。

実施講習科目

介護職員初任者研修・パソコン・医療事務
観光英語検定 3 級

問い合わせ先 徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL(088)654-7418
ホームページ ▶ <http://www.tbjcenter.jp/>

● 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当を受給している方の状況や希望に応じ、自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携して仕事探しのお手伝いをします。

問い合わせ先 福祉事務所等 ▶ 9 ページ
徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL(088)654-7418



● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（6割、上限20万円）が支給されます。受講しようとする講座について、受講開始前に受講対象講座として指定を受ける必要があります。

雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付（費用の2割：上限10万円）の支給を受けるひとり親に対しても、費用の6割（上限20万円）との差額を自立支援教育訓練給付金から上乗せして支給されます。

<申込資格>

母子家庭の母又は父子家庭の父で、前年の所得が児童扶養手当支給水準であること等。1人1回限り。

問い合わせ先 福祉事務所等 ▶ 9 ページ

● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

● 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、次のとおり高等職業訓練促進給付金が支給されます。

<支給期間>

修業する期間の全期間
（上限3年。資格取得に4年課程が必要な場合のみ上限4年）

<支給金額>

市町村民税非課税世帯
月10万円（最終年限については月14万円）
市町村民税課税世帯
月7万500円（最終年限については月11万500円）



●高等職業訓練修了支援給付金

入学時の負担を考慮した額を一時金として修了後に5万円(市町村民税非課税世帯)又は2万5千円(課税世帯)が支給されます。

<申込資格>

母子家庭の母又は父子家庭の父で、前年の所得が児童扶養手当支給水準であること等。1人1回限り。

問い合わせ先 福祉事務所等 ▶9 ページ

♥♣️ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受給しながら資格の取得を目指す母子家庭の母や父子家庭の父に対し、修学・就職を容易にするための資金の貸付を行います。

●入学準備金

養成機関への入学時に50万円を上限に貸付を行います。

●就職準備金

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に20万円を上限に貸付を行います。

<利 子>

無利子(保証人がいない場合は、年1.0%)

<返還免除>

取得した資格を活かして就職し、5年間その職に従事したときは返還が免除されます。

問い合わせ先 徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL(088)654-7418

♥♣️ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び子に対して、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講して学び直しを行う場合に、次のような給付金が支給されます。

●受講修了時給付金

対象講座の受講料の2割(上限10万円)が支給されます。

●合格時給付金

受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合、受講料の4割が給付されます。

※受講修了時給付金と合格時給付金の合計で15万円が上限となります。

<申込資格>

ひとり親家庭の親及びその児童で、前年の所得が児童扶養手当支給水準であること等。
1人1回限り。

問い合わせ先 福祉事務所等 ▶9 ページ

すまい・施設

♥♣️ 県営住宅の優先入居

母子、父子家庭の方は、県営住宅入居募集のとき、一般の申込みと母子家庭等の優先枠の両方に申込みができます。

<申込資格> 20歳未満の子どもを扶養している母子、父子世帯であること。

問い合わせ先 徳島県住宅供給公社
徳島市川内町平石住吉209-5 徳島健康科学総合センター3階
TEL(088)666-3125

♥ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。

問い合わせ先 福祉事務所等 ▶9 ページ

こどものこと

♥ ♣️ ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業

ひとり親家庭等の子どもたちの話し相手、相談相手、遊び相手となるホームフレンド(児童訪問援助員)を派遣し、ひとり親家庭の子どもたちが健やかで安定した生活を送れるようサポートします。

※ひとり親家庭等となってから6か月以内の児童は、一般的な相談支援の利用ができるようになりました。

また、「ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業」の利用を希望しているひとり親家庭の母と父を対象に、児童の家庭教育に関する相談会も開催しています。

<対象児童> ひとり親家庭及び父母のない児童を養育している家庭の小学生から高校生までの児童

<手 続> 派遣を希望する世帯は、あらかじめ登録が必要です。登録の申請は、住所地の市役所、町村役場又は徳島県母子寡婦福祉連合会で行ってください。

<そ の 他> 公認心理師・臨床心理士・教員・保育士・児童福祉司などを目指している大学生・大学院生や資格をお持ちの方で、ホームフレンドとしてお手伝いしてくれる方を募集しています。

問い合わせ先 徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL(088)654-7418



♥ ♣️ ひとり親家庭等子どもの学習支援事業

ひとり親家庭等の小学生を対象に、自宅へ家庭教師を派遣し、自宅での学習習慣を習得できるよう支援します。

<対象児童> 県内にお住まいの児童扶養手当を受給している世帯の小学生。

<募集時期> 7月(予定)
詳しくは、ホームページでお知らせします。

問い合わせ先 県次世代育成・青少年課 TEL(088)621-2715

● 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などによって、家庭での養育が困難になった児童や保護を必要とする母子を児童福祉施設等において一定の期間、養育・保護します。

- 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 …… 保護者が社会的事由により家庭において養育できない場合
- 夜間養護等(トワイライト)事業 …………… 保護者の仕事等が恒常的に夜間、休日にわたる場合

申請窓口 住所地の市役所、町村役場へ

● 家庭生活支援員の派遣

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方などが家族の病気や本人の通学・仕事、冠婚葬祭などの理由によりお困りのとき、保育や家事などをお手伝いする家庭生活支援員を派遣します。

<対象世帯>

- ・ひとり親家庭等が技能習得のための通学や就職活動、又は病気や残業、出張等により一時的に生活援助等を必要としている世帯
- ・ひとり親家庭等となって日常生活を営むのに支障が生じている世帯
- ・未就学児を養育しているひとり親家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合などに定期的な生活援助等が必要な世帯

<費 用> 一定以上の所得がある世帯は費用負担していただきます。

<手 続> 派遣を希望する世帯は、あらかじめ登録が必要です。登録の申請は、住所地の市役所、町村役場で行ってください。

<そ の 他> 家庭生活支援員としてお手伝いしてくれる方を募集しています。

問い合わせ先 徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL(088)654-7418

優遇制度

♥ ◆ たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母や寡婦が製造たばこの小売販売業の許可を受けたい場合は、優遇されています。

申請窓口 日本たばこ産業㈱の各支店又は営業所へ

問い合わせ先 福祉事務所等 ▶ 9 ページ

♥ ♣ JR 通勤定期の3割引

児童扶養手当を受けているひとり親世帯や、生活保護世帯の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

問い合わせ先 ひとり親世帯は市役所、町村役場へ

● 税の軽減

ひとり親世帯、生活保護世帯の方は申告により、所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

問い合わせ先

- 所得税 … 税務署へ
- 住民税 … 申告は市役所、町村役場へ

(公財) 徳島県母子寡婦福祉連合会 (通称：「母子会」)

徳島県母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭等への支援のため、日常生活にお困りの方への生活援助や弁護士による法律相談などの「生活支援」や、就業支援講習会や就職の相談などの「就業・自立支援」における各種事業を行うとともに、親子で参加出来る行事なども数多く開催し、仲間同士の親睦や交流を深めています。

また、県内各地には地域版の同団体が組織され、その成り立ちから一般に「母子会」と呼ばれています。

「母子会」は、子育てと生活の担い手という二重の役割をひとりで担わなければならないという同じ立場の母子家庭等の皆さんが集まって、語り合い、励まし合って親睦と生活の向上をはかるための自主的な団体です。

母子家庭等に関する情報提供や情報交換、相互扶助など、各地域の実情に応じた事業を行うなどの活動を行い、ひとり親家庭等への支援の充実に努めています。

ぜひ、母子会に加入して仲間と手をつなぎましょう。

LINEでひとり親家庭の福祉向上に役立つ様々な情報を発信しています。



登録QRコード

所在地 徳島市中昭和町 1 丁目 2 県立総合福祉センター 2 階
TEL(088)654-7418 ファクシミリ(088)654-7414



福祉に関する事務所

●市にお住まいの方

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
徳島市福祉事務所	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5	(088)621-5122	徳島市
鳴門市福祉事務所	〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088)684-1231	鳴門市
小松島市福祉事務所	〒773-8501 小松島市横須町1-1	(0885)32-2114	小松島市
阿南市福祉事務所	〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3	(0884)22-1677	阿南市
吉野川市福祉事務所	〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1	(0883)22-2266	吉野川市
阿波市福祉事務所	〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1	(0883)36-6813	阿波市
美馬市福祉事務所	〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5	(0883)52-5606	美馬市
三好市福祉事務所	〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474	(0883)72-7648	三好市

●町・村にお住まいの方

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
東部保健福祉局(徳島庁舎)	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	(088)626-8714	勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
南部総合県民局(美波庁舎)	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	(0884)74-7369	那賀郡、海部郡
西部総合県民局(三好庁舎)	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	(0883)76-0414	美馬郡、三好郡

こども女性相談センター

名 称	所 在 地	電話番号
中央こども女性相談センター	〒770-0942 徳島市昭和町5丁目5-1	児童相談担当 (088)622-2205
		女性支援担当 (088)652-5503
南部こども女性相談センター	〒774-0011 阿南市領家町野神319	児童相談担当 (0884)22-7130
		女性支援担当 (0884)24-7115
西部こども女性相談センター	〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23	児童相談担当 (0883)53-3110
		女性支援担当 (0883)56-2109

年金事務所

名 称	所 在 地	電話番号
徳島南年金事務所	〒770-8054 徳島市山城西4-45	(088)652-1511
徳島北年金事務所	〒770-8522 徳島市佐古三番町12-8	(088)655-0200
阿波半田年金事務所	〒779-4193 美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	(0883)62-5350

公共職業安定所

名 称	所 在 地	電話番号
ハローワーク徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5	(088)622-6305
駅のハローワーク マザーズコーナーとくしま	〒770-0831 徳島市寺島本町西1-61 徳島駅クレメントプラザ5F	(088)611-1211
ハローワーク小松島	〒773-0001 小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎1F	(0885)32-3344
ハローワーク三好	〒778-0002 三好市池田町マチ2429-10	(0883)72-1221
ハローワーク美馬	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字東分5	(0883)52-8609
ハローワーク阿南	〒774-0011 阿南市領家町本荘ヶ内120-6	(0884)22-2016
ハローワーク牟岐	〒775-0006 海部郡牟岐町大字中村字本村52-1	(0884)72-1103
ハローワーク吉野川	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島388-27	(0883)24-2166
ハローワーク鳴門	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字権現12	(088)685-2270